

令和6年度田布施町当初予算編成方針

■国と地方財政の状況等

経済財政運営と改革の基本方針（2023）【骨太の方針】で、国は、我が国は「時代の転換点」とも言える内外の歴史的・構造的な変化と課題に直面しており、その克服に向け、大胆な改革を進めることにより、新時代にふさわしい経済社会を創造していかなくてはならないとしています。

こうしたことから、「新しい資本主義」を加速するため、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現するとして、非正規雇用労働者の処遇改善、最低賃金の引上げなどによる家計所得の増大と分厚い中間層の形成を掲げています。

また、急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるには、若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでがラストチャンスであるとして、「こども未来戦略方針」に基づき、今後3年間の「こども・子育て支援加速化プラン」の集中取組期間において、児童手当の拡充（所得制限撤廃、高校生まで延長、第3子以降3万円）、いわゆる「年収の壁」への対応（一定の年収を超えても手取りの逆転を生じさせない取組の支援）などに取り組み、その財源としては、歳出改革等によって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用することでまかない、消費税を含めた新たな税負担は考えないとしています。

中長期の経済財政運営においては、コロナ禍を脱し、歳出構造を平時に戻していくとしており、デジタル社会に対応した次世代型行政サービスへの改革の実現などに向け行財政改革を徹底する中で、財政健全化の「旗」を下ろさず、これまでの財政健全化目標に取り組むとしています。

地方財政の歳出構造についても平時に戻すとしており、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向け取り組むとしています。地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和5年度の水準を下回らないように実質的に同水準を確保するとされています。しかし、物価や経済の動向等によっては、令和6年度の地方財政対策は大きな影響を受けることが予想され、予断を許さない状況といえます。

■本町の財政状況等

令和4年度決算では、前年度と比較し、財政基金残高は約3千万円減少しました。町債残高は投資的経費が増加したため、前年度と比較し、約2千万円の減少に留まりました。各種財政指標については、経常収支比率は94.1%（R3：87.5%）で、地方交付税の減少の影響等で悪化し、実質公債費比率は10.4%（同：10.5%）、将来負担比率は19.4%（同：26.1%）となりました。財政健全化に向け、概ね改善していると言えます。

しかし、中期財政見通しでは、今後、施設の老朽化対策・更新費、社会保障費の増加や情報システムの標準化に伴う経費の増加などが見込まれ、基金が大幅に減少する恐れが現実問題としてあり、各種財政指標についても悪化あるいは高止まりが見込まれるなど、本町を取り巻く財政状況は厳しいと言えます。

令和6年度においては、麻里府公民館建替事業や給食センター設備整備事業など大型の建設事業を予定しており、また、基幹系システムの標準化等への対応、一部事務組合への負担金の増加などにより、収支見込みでは約2億8千万円の財源不足となっています。

こうした状況を踏まえ、中長期の視点に立ち、持続可能な行財政運営に向け取組を進めていかなければなりません。

■予算編成の基本方針

「第6次総合計画実施計画」及び「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って予算を編成します。また、次の視点を踏まえるものとします。

（1）少子化・人口減少政策等について国の方針に沿った取組

国が推進する取組と本町の状況等をよく分析して事業の取捨選択を行うとともに、国庫補助等の財源の確保を図ります。

（2）物価高騰等への対応

長引く物価高騰等による影響に対して、代替手段を講じるなど、適切に対応します。

（3）歳出全般について、優先順位を明確化しワイズスペンディングを実行、また、スクラップアンドビルドを徹底

E B P MやP D C Aの取組を推進し、効果的・効率的な支出（ワイズスペンディング）を行います。また、持続可能な財政運営のため、新規事業の計上の際には、既存事業について廃止を含め見直しを行います。

■ 予算要求基準

経常的経費（人件費、扶助費を除く。）は、令和5年度当初予算額（一般財源ベース）を限度額とします。その他の経費については所要見込額とします。

◎ 基本的な考え方

経常的経費（人件費、扶助費を除く。）は、原則として、事業ごとに前年度予算額を上回らないように要求すること。

ただし、物価の高騰等の影響により、やむを得ない場合はこの限りではないが、抑制措置や代替措置等について十分検討すること。

○ 経常的な経費（人件費、扶助費を除く。）について

- ・ 維持修繕費や施設管理費、その他一般事業費で経常的な経費を対象とする。
- ・ 人件費については、会計年度任用職員や委員報酬等は対象とする。
- ・ 負担金のみで増加が決定しているなど、やむを得ない場合はこの限りではないが、その分、他の事業で削減できないか検討すること。
- ・ 経常的経費と臨時的経費が混在している事業の場合は、臨時的経費を除いた額を基準とすること。
- ・ 前年度要求額を上回らないからと、安易に前年度予算額を要求しないこと（内容をよく精査し、削減できるものは削減すること。）
- ・ 令和5年度予算での駆け込み執行はしないこと（決められた執行のみ）。
- ・ 対象経費の令和6年度増額補正は、原則認めない。

○ その他の経費について

- ・ 投資的経費は所要見込額とする。
 - ・ その他臨時的経費は所要見込額とする。
 - ・ 新規事業は所要見込額とする（既存事業について廃止を含め検討すること。）。
- ※必要経費についてはよく精査すること。
- ※新規事業は、既存事業の中に含めるのではなく、科目登録をして要求すること。

■ その他留意事項

具体的な留意点等は、次の「令和6年度当初予算見積要領」のとおりですが、国・県等からの情報収集に努め、新しい情報についてはその都度財政係まで連絡してください。

なお、予算要求書の提出後、地方財政計画の状況等により、再度、要求の見直し等を求めることもあり得ますのでご留意ください。

令和6年度当初予算見積要領

1 令和6年度予算は「年間予算」として編成する。

原則、年度内に予定される全ての歳入と歳出を計上すること。

2 田布施町総合計画の推進等

- (1) 田布施町総合計画実施計画及び田布施町「まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合に留意するとともに、計画に計上した事業費については、再度、コスト縮減や有利な財源等を検討して要求すること。
- (2) 新規に予算化する場合は、経費内訳を整理（事業科目を分ける等）するとともに、関連する既存の事務事業の廃止についても必ず検討し、スクラップアンドビルドによる効果（住民サービス及び財源等）等について、説明できるようにして要求すること。
- (3) その他、子育て支援、防災・減災、地方創生、健康増進、雇用対策等、現下の課題について十分配慮して予算計上し、重点事業を選定すること。

3 その他

- (1) 決算等を精査し、実態と乖離した予算となっているものがあれば是正すること。
- (2) 他課に関連する事務事業については十分調整し、予算の重複計上等が生じないようにすること。
- (3) 国・県の予算編成や地方財政対策などの動向を把握し、予算編成に反映させること。また、国や県の施策の中で、協働・連携すべき事業があるかどうかについても十分確認・検討すること。
- (4) 補助事業については、事業効果について慎重に検討した上で選択すること。単独事業については、安易に継続するのではなく、厳しく精査した上で、真に必要な事業を計上すること。
- (5) まちづくりの推進と財政健全化の両立を図るため、国・県補助金等について、確実な財源確保を図り、町債及び一般財源所要額の縮減に努めること。

歳入に関する事項

1. 町 税

歳入の根幹をなすものであり、その動向は財政運営を大きく左右するので、国の税制改正並びに今後の経済情勢等に十分留意すること。また、課税客体的確な捕捉と収納対策の強化を図り、過年度分を含めた収納率の向上を図ること。

2. 使用料、手数料及び分担金、負担金

受益者負担の公平、適正化の観点から、周辺市町の状況等を踏まえ、料金、料率を再検討し、適正な設定に努めること。変更を必要とする場合は、見積書にその旨付記すること。

滞納繰越分については、社会的な公正を確保する観点から、厳正な対応を図るべきものであり、収納率の向上を図ること。

また、目的外使用料については、条例等に基づき適切に見積もること。

3. 国・県支出金

国・県支出金の削減の動向等には十分留意するとともに、原則、補助金等が廃止された事業について、安易に単独事業費に振替えしないようにすること (住民生活に多大な影響を及ぼすものについては早期に県担当部局等に制度継続を要望すること)。

補助事業であっても補助金以外は町の負担となるので事業の必要性や効果を慎重に検討すること。

4. 財産収入

遊休の財産については、将来の利活用等について十分検討し、不用と考えられるものについては適正な価格をもって売却することとし、歳入の確保を図ること。

5. 町債

起債の対象とする事業は企画財政課で決定するので、予算要求の入力は不要。

6. その他の収入

歳入額の多寡にかかわらず、あらゆる収入の可能性を検討し、積極的に財源を確保するよう努めること。

歳出に関する事項

1. 報酬、職員人件費等

時間外勤務の見込みについては、見積書の余白又は別紙に業務内容の詳細、時間外勤務を要する理由を明記すること。なお、恒常的となっている時間外勤務については抜本的な改革が必要と考えられるため、改革案を検討し新年度予算ヒアリング時に示すこと。

委員会の回数は必要最小限とすること。

2. 建設事業費等

事業費の見積りに当たっては、施設の内容や規模等について十分な検討を行い、過剰投資とならないようグレードの見直し等により、建設コストの縮減に努めること。

なお、補助事業については、基本額、補助率等の動向に留意し、関係機関とも事前に十分協議のうえ要求すること。

3. 扶助費等

対象者及び所要経費の伸びを精査し、年間を通じた所要額を見込むこと。特に単独事業については事業効果を検証し、廃止も含め支給基準など制度の見直しを行うこと。

4. 物件費等

補助事業に伴う事務費の計上については、単に消耗品費に充てるのではなく、燃料費や通信運搬費、使用料等が補助対象経費になる場合、最も効率的な要求を行うこと。

(1) 旅 費

- ・出張の必要性、人員等に十分配慮し、原則として鉄道使用で見積ること。
- ・電子メールの活用等により出張回数の通減が図れるよう、関係機関と協議すること。
- ・研修旅費は、必ず行先、目的等を詳細に記入すること（宿泊を要する一般職員の研修旅費があれば、添付の様式による研修計画書を提出すること）。
- ・負担金の中に旅費が含まれている場合は、別紙「負担金・補助金・交付金予算見積額一覧表」に内容を記入すること。

(2) 需用費

- ・消耗品費 一括購入により単価引き下げを図ることとしているため、別添一覧表の消耗品については予算要求しないようにすること（出先機関は除く）。
- ・燃料費 ガソリン 156 円、軽油 145 円、灯油 116 円、A重油 119 円（消費税別、単価改正がある場合は連絡します）。

- ・光熱水費 電気料や水道料は5年度実績見込みと今後の節減等を踏まえて通年所要見込額を計上すること。ガスは施設ごとに定められた額（消費税は別）。

ただし、水道料金については、5年度実績見込みの1.1倍を基本として計上すること。

なお、光熱水費について、過去の実績と比べ使用量が増えている場合は、原因をよく把握すること。

- ・修繕料 施設や公共物の修繕については、緊急性、危険性の度合を考慮し、課内で検討した上、優先順位を付けておくこと。

(3) 委託料

- ・前年度契約実績の範囲内を基本として予算原案を作成すること。
- ・施設や設備の維持管理等の委託料については、業務内容や範囲等を見直し、発注方法の工夫を図り、経費の縮減を図ること。

(4) 備品購入費

購入は必要最小限に止め、できるだけ現有備品を有効に活用すること。

5. 負担金補助及び交付金

(1) 負担金

近隣団体との整合を図ること。全県的な法令外負担金（各種団体負担金、会費等）は、原則として県市町会審査済のものに限られているので、確認のうえ、手続きがなされていないものは照会すること。

(2) 補助金

補助の目的、効果、対象団体等の活動状況や決算等を精査し、不適切な支出がある場合、前年度からの繰越金が町の補助金を上回っている場合や支出効果の乏しいもの等については、従来の慣例にこだわることなく、減額・廃止を検討すること。

特別会計・公営企業会計

特別会計・公営企業会計については、一般会計に準じて行うこととするが、各会計内での収支の均衡を図り、安易に一般会計からの繰入に依存することなく、事務事業の効率化を図り、受益者負担の適正化による料金体系の見直しや収納率の向上など積極的に経営の健全化に努めること。